

証券コード 3409

2019年6月7日

株主各位

石川県白山市福留町201-1

北日本紡績株式会社

取締役社長 仲 治 文 雄

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山
2階 グローリーホール

3. 目的事項
報告事項 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第2号議案まで）＞

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

＜株主提案（第3号議案）＞

第3号議案 定款一部変更の件（社名変更）

株主提案（第3号議案）の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ktbo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、米中貿易摩擦の問題が世界経済に与える影響が不透明であり、イギリスのEU離脱問題や中国景気の減速など、日本経済に陰りをもたらし状態になってきております。

わが国経済は、個人消費は緩やかに回復しておりますが、自動車、電気機器などの輸出が減速し、また、人材不足の問題や原材料価格の上昇により、各企業の業績見通しは慎重になってきております。

このような状況の中、当社の当事業年度の業績は、売上高は454,184千円（前事業年度比1.9%増）となり、営業損失9,269千円（前事業年度は4,834千円の営業利益）、経常損失3,026千円（前事業年度は8,828千円の経常利益）、特別損失に投資有価証券評価損などを計上した結果、当期純損失7,469千円（前事業年度は40,120千円の当期純利益）となりました。

(繊維事業)

当社の主力である産業資材分野のアラミド繊維は、自動車関連資材や工業用フィルター向けなどの各分野で需給タイトな状況が続き、今後も期待できる商材となりましたが、前事業年度に比べると実需に沿った受注となり、売上高は260,768千円（前事業年度比11.8%減）となりました。

高機能インナー向け紡績糸については、在庫調整が終わり受注が回復したため、売上高は76,548千円（前事業年度比81%増）と好調に推移いたしました。

短繊維ポリエステル糸は、第4四半期に入り少し動きが悪くなったものの、ポリエステル・レーヨン混紡糸や原綿着色糸がテント用、ユニフォーム向けに堅調に推移し、売上高は97,439千円（前事業年度比8.1%減）となりました。

コスト面においては、電力料、人件費、資材関係が増加したため、思うような収益を上げることはできませんでした。今後はコストアップ分の価格転嫁と更なる生産の合理化を検討してまいります。

新規中東向け民族衣装用の生地販売については、販売コストが先行している状況であります。第3四半期から少しずつ成約ができており、当事業年度の売上高は19,146千円となりました。中東の状況はサウジアラビアの国内政策的な問題やイランとの関係などがあり、引き続き不透明な情勢が続いておりますが、当社の特長を活かした商品を供給し、次年度の利益確保に取り組んでまいります。

この結果、当事業年度の繊維事業の業績は、売上高453,902千円（前事業年度比2.2%増）、営業損失6,356千円（前事業年度は6,591千円の営業利益）となりました。

（環境事業）

当事業年度から販売を代理店に委ねる方針に切り替えましたが、その販売面での実績は現れず、確たる売上計上にはいたりませんでした。

この結果、当事業年度の環境事業の業績は、売上高281千円（前事業年度比84.7%減）、商品在庫の評価損2,079千円を計上したため、営業損失2,913千円（前事業年度は1,756千円の営業損失）となりました。

当事業年度の配当につきましては誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）対処すべき課題

当社は、安定した事業収益確保のため、中期経営計画「CHALLENGE KITABO」を策定し、「紡績事業の強化」「新たな事業領域の開拓」「人材の育成、職場環境の改善」に取り組み、収益力の改善に努めております。その具体策として、以下の施策を実施しております。

（紡績事業の強化）

紡績事業は、高機能繊維の取引先との連携を強化

し、用途開発や市場開拓に取り組んでおります。また、多品種小ロット生産への対応や効率の良い生産体制の構築に取り組み、生産性の向上を図っております。

(新たな事業領域の開拓)

新規事業として中東向け民族衣装用生地の販売を開始し、事業領域の拡大を図っております。現在においては販売コストが先行している状況ではありますが、新たな事業の柱となるよう取り組んでまいります。

(人材の育成、職場環境の改善)

外部講師を招いたセミナーの開催や社外セミナーへ参加し、業務の効率化や職場環境の改善を図っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

単位：百万円（未満切捨）

期 別 区 分	2015年度 第93期	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期 (当事業年度)
売 上 高	402	413	445	454
経常利益(△損失)	1	4	8	△3
当期純利益(△純損失)	5	5	40	△7
1株当たり当期純利益(△純損失)	0.41円	0.47円	32.49円	△6.05円
純 資 産	450	474	590	558
総 資 産	1,261	1,265	1,397	1,353

(注) 1. 従来、有償支給取引につきましては、売上高と材料費(売上原価)を総額表示しておりましたが、2016年度より、売上高と材料費を相殺し、純額で表示する方法へ変更したため過年度につきましては、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、当該変更による純資産に対する累積的影響額はありません。

2. 2017年度の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(6) 主要な事業内容

事業部門	主 要 製 品 名
繊維部門	産業資材用ポリエステル短繊維・アラミド短繊維
環境部門	水質浄化システム、省エネルギー装置

(7) 主要拠点等

当 社 本 社	石川県白山市福留町201番地 1
松 任 工 場	石川県白山市福留町201番地 1
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市中央区南本町1丁目5-15 ディワンチャンドビル 8 階

(8) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名	△1名	44.0歳	14.2年

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社北國銀行	456百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 5,164,400株
- ② 発行済株式の総数 1,234,970株
(自己株式56,130株を除く。)
- ③ 当事業年度末の株主数 982名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
GMOクリック証券株式会社	111千株	9.02%
直山 秀人	93千株	7.55%
株式会社石川製作所	85千株	6.91%
松井証券株式会社	83千株	6.72%
株式会社S B I証券	79千株	6.41%
帝人株式会社	50千株	4.04%
北日本紡績取引先持株会	46千株	3.72%
株式会社北國銀行	45千株	3.64%
上中商事株式会社	42千株	3.44%
宮脇 昌三	34千株	2.75%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(56,130株)を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率のパーセントは小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
仲治 文雄	代表取締役社長	
大杉 幸正	常務取締役	
栗林 昭典	取締役営業部長	
西川 康一	取締役総務部長	
上中 康司	取締役	上中商事株式会社 代表取締役 ライトスマートインターナショナル (カンボジアNGO) 会長 一般社団法人日本社外取締役協会 代表理事 株式会社建設経済新聞社 代表取締役 シライ電子工業株式会社 取締役
本 秀行	取締役（常勤監査等委員）	
北島 勉	取締役（監査等委員）	有限会社ケイティーコーポレーション 取締役
岩網 大介	取締役（監査等委員）	弁護士

- (注) 1. 取締役北島勉氏及び岩網大介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役北島勉氏及び岩網大介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役上中康司氏の兼職先である上中商事株式会社は、当社の発行済株式の3.4%を保有する大株主であります。
ライトスマートインターナショナル(カンボジアNGO)、一般社団法人日本社外取締役協会、株式会社建設経済新聞社、シライ電子工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません
4. 取締役北島勉氏の兼職先である有限会社ケイティーコーポレーションとの間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等である者を除く）である本秀行、北島勉及び舩網大介の3氏と当社は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5名	14,700千円
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	3,600千円 （ 1,200千円）
合 計	8名	18,300千円

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部統制室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、本秀行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員の主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
北 島 勉	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会5回のうち5回全てに、監査等委員会5回のうち5回全てに出席し、繊維業界において培った経験・見識から適宜発言を行っております。
舩 網 大 介	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会5回のうち4回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,300千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

9,300千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、当社を継続して監査しており、監査品質、監査効率において満足できる成果がでていること及び前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較して監査内容、監査工数、報酬単価が妥当であると認め同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに取締役会規則を遵守しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、「文書管理規程」その他の社内規定に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、関連文書とともに保存・管理しております。取締役は、いつでもこれを閲覧することができます。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスク分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査等委員会の職務を補助する使用人はいませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社が決定する重要事項は、監査等委員に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告いたします。監査等委員へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いは行わないものいたします。

また、監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意見決定や業務執行状況を把握いたします。更に、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査等委員補助を行うこととしております。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等に係る諸費用については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署として情報の集約を図り、顧問弁護士及び警察等関連機関との連携により適切に対応します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行について

取締役は当事業年度において取締役会を5回開催し、法令及び定款その他諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

(2) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を5回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部統制室と情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンスについて

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価等に関し不利な取り扱いをしないよう徹底しております。

(4) 内部監査の実施について

内部統制室は、監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	128,318	流 動 負 債	517,358
現金及び預金	50,431	支払手形	5,117
売掛金	50,190	設備関係支払手形	1,415
商 品	5,881	買掛金	2,899
製 品	10,006	短期借入金	456,500
仕 掛 品	5,586	リース債務	2,214
原材料	1,378	未払金	22,127
貯 蔵 品	1,422	未払費用	7,856
前払費用	455	未払法人税等	2,808
未収入金	1,535	未払消費税等	4,711
前 渡 金	1,242	預 り 金	1,493
そ の 他	186	賞与引当金	7,508
固 定 資 産	1,224,764	そ の 他	2,704
有 形 固 定 資 産	842,613	固 定 負 債	277,317
建物及び構築物	3,975	リース債務	7,238
機械装置及び運搬具	33,189	繰延税金負債	61,067
工具器具備品	2,358	再評価に係る繰延税金負債	199,501
リース資産	7,612	退職給付引当金	9,510
土 地	795,477	負 債 合 計	794,675
無 形 固 定 資 産	2,021	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,021	株 主 資 本	15,014
その他無形固定資産	0	資 本 金	714,000
投資その他の資産	380,128	資 本 剰 余 金	1,257
投資有価証券	369,638	資 本 準 備 金	1,257
敷金及び保証金	10,490	利 益 剰 余 金	△647,738
		利 益 準 備 金	178,500
		その他利益剰余金	△826,238
		従業員保護資金	13,000
		配当引当積立金	10,000
		固定資産圧縮積立金	46,050
		繰越利益剰余金	△895,289
		自 己 株 式	△52,504
		評価・換算差額等	543,392
		その他有価証券評価差額金	96,755
		土地再評価差額金	446,636
		純 資 産 合 計	558,406
資 産 合 計	1,353,082	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,353,082

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		454,184
売 上 原 価		353,004
売 上 総 利 益		101,179
販売費及び一般管理費		110,449
営 業 損 失 (△)		9,269
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	8,310	
不 動 産 賃 貸 料	7,188	
そ の 他	1,201	16,700
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,704	
そ の 他	753	10,457
経 常 損 失 (△)		3,026
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	5,343	
固定資産処分損	567	5,910
税引前当期純損失(△)		8,937
法人税、住民税及び事業税	960	
法 人 税 等 調 整 額	△2,427	△1,467
当 期 純 損 失 (△)		7,469

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	714,000	1,257	1,257
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩額			
当 期 純 損 失 (△)			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	714,000	1,257	1,257

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計		
		従 業 員 保 護 資 金	配 当 引 当 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	178,500	13,000	10,000	51,716	△893,485	△640,268	△52,494	22,493
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩額				△5,665	5,665	—		—
当 期 純 損 失 (△)					△7,469	△7,469		△7,469
自 己 株 式 の 取 得							△10	△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△5,665	△1,804	△7,469	△10	△7,479
当 期 末 残 高	178,500	13,000	10,000	46,050	△895,289	△647,738	△52,504	15,014

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	121,176	446,636	567,813	590,307
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩額				—
当 期 純 損 失 (△)				△7,469
自 己 株 式 の 取 得				△10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△24,420		△24,420	△24,420
当 期 変 動 額 合 計	△24,420	—	△24,420	△31,900
当 期 末 残 高	96,755	446,636	543,392	558,406

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法を採用しております。

たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～45年
構築物	10～35年
機械装置	10年
車両運搬具	4年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 期末現在の売掛債権その他の債権額に対し、債権内容その他相手先の財政状態等により、合理的に見積もった額を計上しております。

なお、この方法により算出した貸倒引当金はありませんので、計上していません。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

(3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(消費税及び地方消費税の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって
おります。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準
第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社
計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3
月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の
区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に
変更いたしました。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

投資有価証券	240,852千円
建物及び構築物	3,245千円
土地	716,442千円
合計	960,539千円

- (2) 担保に係る債務

短期借入金	456,500千円
買掛金	38千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,012,749千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34
号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金
を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(平成10
年3月31日公布政令第119号)第2条第3号
に定める地方税法第341条第10号の土地課税
台帳に登録されている価額及び同第2条第
4号に定める地方税法第16条に規定する地
価税の課税価格の計算の基礎となる土地の
価額を算定するために国税庁長官が定めて
公布した方法により算定した価額に合理的
な調整を行って算定しております。
- ・再評価を行った年月日……………2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 22,658千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数
普通株式 1,291,100株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 56,130株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生原因は、固定資産圧縮積立金及びその他有価証券評価差額金であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、信用調査等を実施することによりリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、市場リスクや発行会社の業績変動リスクがあります。四半期ごとに時価や発行会社の財務状況等の把握を行い、当該企業との関係を勘案して保有意義の見直しを行っております。

短期借入金 は 運転資金に係る資金調達であります。

営業債務である支払手形及び買掛金については、支払期日が1年以内となっております。

また、営業債務、借入金の資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	50,431	50,431	—
(2) 売掛金	50,190	50,190	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	345,321	345,321	—
資産計	445,944	445,944	—
(1) 支払手形	(5,117)	(5,117)	—
(2) 買掛金	(2,899)	(2,899)	—
(3) 短期借入金	(456,500)	(456,500)	—
(4) 設備関係支払手形	(1,415)	(1,415)	—
負債計	(465,932)	(465,932)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 設備関係支払手形

これらは、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額24,316千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、石川県の鳳珠郡能登町において賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法 (単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
56,801	—	56,801	57,301

(注) 時価の算定方法は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,249千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	452.16円
1株当たり当期純損失金額	6.05円

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北日本紡績株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2019年5月16日

北日本紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 本 秀行 ⑩

監 査 等 委 員 北島 勉 ⑩

監 査 等 委 員 岩網 大介 ⑩

(注) 監査等委員北島勉及び岩網大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案から第2号議案まで）〉

第1号議案から第2号議案までは会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
1	なか じ ふみ お 仲 治 文 雄 1956年7月16日生	1979年3月 当社入社 2005年6月 当社取締役商品開発グループ 長 2005年10月 当社取締役生産・商品開発統 括 2009年7月 当社取締役生産統括 2012年7月 当社取締役製造統括 2015年5月 当社代表取締役社長（現在）	2,104
	取締役候補者とした理由 2015年から代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営に重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。入社以来、生産技術、工場運営に携わる等、豊富な経験・知見を有しており、経営全般を管掌し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	おお すぎ ゆき まさ 大 杉 幸 正 1947年9月17日生	1971年4月 ㈱北國銀行入行 1999年10月 同行富山支店長 2001年5月 当社入社 2001年6月 当社常務取締役 2014年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社常務取締役（現在）	4,666
	取締役候補者とした理由 ㈱北國銀行における豊富な業務経験を活かし、経営戦略・財務戦略の策定を進める等、常務取締役として当社の経営を牽引し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
3	くり ばやし あき のり 栗 林 昭 典 1964年 7 月 24 日 生	1986年 4 月 蝶理㈱入社 2008年 2 月 当社入社 2014年12月 当社営業部長 2015年 6 月 当社取締役営業部長（現在）	159
	取締役候補者とした理由 蝶理㈱における業務経験や当社営業部門の責任者としての業務経験により、当社を取り巻く事業環境や繊維業界についての深い知見と経験を有しており、取締役として、当社の営業部門を牽引し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。		
4	にし かわ こう いち 西 川 康 一 1973年12月24日生	1992年 3 月 当社入社 2014年12月 当社総務部長 2015年 6 月 当社取締役総務部長（現在）	1, 121
	取締役候補者とした理由 入社以来、経理・総務部門に携わり管理業務についての経験と財務・会計に関する知見を有しており、取締役として当社の総務部門を牽引し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。		
5	う え な か こう じ 上 中 康 司 1962年 8 月 6 日 生	1988年 4 月 ㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 1993年 7 月 シティバンク銀行入行 1996年 8 月 クレディ スイス ファーストボストン証券東京支店（現クレディ・スイス証券㈱）入社 1997年 4 月 住友キャピタル証券㈱（現大和証券㈱）入社 1998年 8 月 日本インベスターズ証券入社 2004年 8 月 ㈱サクシード（現上中商事㈱）設立代表取締役（現在） 2010年 5 月 ライトスマートインターナショナル（カンボジアNGO）設立会長（現在） 2011年 4 月 自民党京都府第二選挙区衆議院支部長 2015年 2 月 ホライズン㈱設立代表取締役 2015年 4 月 一般社団法人日本社外取締役協会設立代表理事（現在） 2016年 5 月 ㈱建設経済新聞社 代表取締役（現在） 2016年12月 当社特別顧問 2017年 6 月 当社取締役（現在） 2018年 6 月 シライ電子工業㈱取締役（現在）	0
	取締役候補者とした理由 金融機関や証券会社における業務経験において培われた豊富な経験・知識・人脈を有しており、取締役として新規事業を推進し、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。		

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役北島勉氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数 (株)
みやかわ ともおう 宮 川 知 生 1968 年 8 月 9 日 生	2000年 4 月 2003年 2 月	地藤久治税理士事務所勤務 宮川知生税理士事務所設立 所長（現在）	0
社外取締役候補者とした理由 当社経営陣からの独立性を有するほか、税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から当社の企業価値向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮川知生氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮川知生氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額です。

＜株主提案（第3号議案）＞

第3号議案は株主様1名（以下「提案株主」という。）からのご提案によるものであります。なお、提案株主の議決権は340個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（社名変更）

議案の内容及び提案の理由は提案株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

1、 提案する議題の内容

・ 社名変更の件

現在の北日本紡績株式会社を「キタボウ株式会社」と社名を変更する。

2、 提案の理由

- ①紡績のみでなく、トープの拡販等新たな事業領域に乗り出し、今後もM&Aなど新規事業領域の拡大を図る。この事業戦略を内外ともに表明する意味から社名を一新する。
- ②昨年発表している中期計画において既に「KITABO」と企業理念を表明している。
- ③業界他社は既に「シキボウ」(shikibo)「クラブウ」(KURABO)「トウヨウボウ」(TOYOBO)などとカタカナ又はアルファベット表記にし、事業領域を拡大し紡績業からの脱皮を図っている。

【第3号議案に対する取締役会の意見】

取締役会としては本議案に反対いたします。

当社は1948年（昭和23年）に創業以来、合繊紡績糸メーカー北日本紡績株式会社として、70有余年社会に貢献してまいりました。加えて、その生産技術・生産管理力において斯界に冠たる地位を築いてまいりました。提案株主様のご提案の社名変更に関しては、今のところその必要性を認めず、かつ、その社名変更による業容拡大を目指した費用対効果を鑑みますと、大きな効果は期待できないと判断いたします。また、「キタボウ」という略称は、繊維業界では定着・浸透しており、「KITABO」との表記は、トープの販売戦略に絡み2008年（平成20年）に商標登録をしております。今後は株主様のご提案を機として、コーポレートアイデンティティ戦略については、真摯に取り組みたいと考えております。

以上

[illegible]

[illegible]

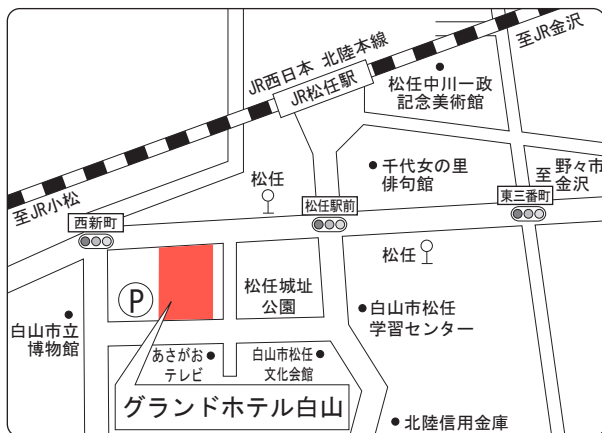
株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市西新町152番地 7

「グランドホテル白山」

2階 グローリーホール

TEL (076) 274-0001



〔電 車〕 JR西日本北陸本線「松任駅」南口下車、徒歩約3分。

〔バ ス〕 北陸鉄道バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。「松任」バス停より徒歩約2分。

株 主 メ モ

事業年度
定時株主総会
公告方法
株主名簿管理人

毎年4月1日から翌年3月31日まで
毎年6月下旬
電子公告 (<http://www.ktbo.co.jp>)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先
(電話照会先)

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の
全国各支店で行っております。

上場金融商品取引所

東京証券取引所 市場第二部